

## 富山県新規就農者育成方針

## 1 趣旨

県内の新規就農者の確保・育成に向け、国の新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の実施に必要な事項を定めるために、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という）別記1第7の1等に基づき、「富山県新規就農者育成方針」を策定する。

## 2 内容

## (1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- 本県農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となる中、技術と経営感覚に優れた若い担い手の確保・育成だけでなく、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが重要となっている。
- 県内の新規就農者数は年間60名～80名程度で推移しており、近年は増加傾向にあるものの、本県農業の維持・発展には、次世代を担う新規就農者を一層確保・育成していく必要がある。

○新規就農者の確保目標（県農業・農村振興計画から抜粋）

目標指標	現状（R6年度）	中間（R8年度）	目標（R13年度）
新規就農者数（人/年）	84人	120人以上	120人以上

## (2) 新規就農者に対するサポート体制

農業団体や関係機関、市町村等と連携しながら、就農予定者のニーズに応じた支援を実施する。

支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	(公社)富山県農林水産公社、(一社)富山県農業会議、県内各農林振興センター、県内市町村担当課
研修支援	(公社)富山県農林水産公社、とやま農業未来カレッジ、県内市町村担当課
技術・経営指導	県内各農林振興センター、県内JA
農地確保支援	農地中間管理機構、県内市町村の農業委員会
機械・施設等の確保支援	富山県農林水産部関係課、県内市町村担当課、県内JA
資金相談	県内JA、日本政策金融公庫
販路支援	県内JA、富山農業経営・就農支援センターなどの関係機関
生活に係る支援(住居、子育て等)	県内市町村担当課
県の新規就農者対策の全体調整	富山県農業経営課

## (3) 経営発展支援事業の「県独自要件」と「県加算ポイントの算定・付与手順」

## 【県独自要件】

県内の申請者は別紙の「県独自要件」を満たすこと。

## 【県加算ポイントの算定・付与手順】

- 別紙に基づき、申請者ごとの「基礎ポイント（国ポイント）」を算出する。
- 「各申請者の基礎ポイント」を「全申請者の基礎ポイントの合計値」で割り、「各申請者の基礎ポイント」が全体に占める割合を算出する。
- ②で算出した割合に、「県が配分可能なポイント（実施要綱別記1別表1-1の2により算出）」を掛けて、「申請者ごとの県加算ポイント」を算出する。  
※「申請者ごとの県加算ポイント」に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨て。  
※県全体でポイントに残余が生じた場合は、実施要綱別記1第9の2（2）イ等に基づく順位付けの上位の申請者から1ポイントずつ付与する。

## 経営発展支援事業の「県独自要件」と「県加算ポイント算定の基礎となる国ポイント」

NO.	項目	県独自要件 (選択必須)	国 ポイント	
1	研修 最大3ポイント	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	1	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について 研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	2	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3	
2	サポート 体制 最大3ポイント	① 地域サポート計画が策定されている	1	
		② ①に加え、農林振興センター(農業普及)の普及指導活動の対象者として選定されている	2	
		③ 2の地域サポート計画の支援分野の全てについて、担当機関・部署が明確になっている	3	
3	経営管理 の合理化 最大3ポイント	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける	1	
		② ①に加え、青色申告を実施する	2	
		③ ②に加え、GAP認証(第三者認証)を取得する	3	
4	所得 最大3ポイント	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている		
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	○ 又は	2
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	○	3
5	① 家族経営協定のうち必須項目について書面で締結している		1	
		② ①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日の労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している		2
6	農業版事業継続計画(BCP)を策定している	○	1	
7	データを活用した農業を实践する	○	1	
8	農業経営を法人化する		1	
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		1	
合計(最大)			18*	

※ 国が設定するポイント項目(No.1~No.9)に基づき、県内申請者一人ごとのポイントを算出する。ここで算出したポイントを、県加算ポイントを算定するための「基礎ポイント」とする。(最大18ポイント)